

1 評価委員会の設置趣旨

地方独立行政法人法（以下「法」という。）に基づき、市長による意見聴取に対する意見の提示や法人の業務実績についての評価等を行う。

2 評価委員会の主な事務

◆ 市長による意見聴取に対する意見の提示

- ・ 定款を変更する際の意見（法第8条第4項）
- ・ 市長が中期目標を策定する際の意見（法第25条第3項）
- ・ 法人が定める中期計画を市長が認可する際の意見（法第78条第4項）
- ・ 出資等に係る不要財産について三条市に納付する際の意見（法第42条の2第5項）
- ・ 法人が条例で定める重要財産の処分等を行うことを市長が認可する際の意見（法第44条第2項）
- ・ 中期目標期間の終了時に市長が講じる所要の措置の検討の際の意見（法第79条の2第2項）

◆ 市長に対する意見の申し出

- ・ 法人の役員報酬等の支給基準に関する意見の申し出（法第49条2項、法第56条1項）

◆ 各事業年度及び中期目標期間における業務実績についての評価（法第78条の2）

- ・ 法人の業務実績についての評価
- ・ 評価結果の法人への通知及び評価結果を踏まえた法人への業務運営の改善等の勧告
- ・ 通知・勧告に係る市長への報告及び公表

【毎年度の主な流れ】

